「とうしん電子記録債権サービス」利用規定

東濃信用金庫(以下「当金庫」といいます)は、株式会社全銀電子債権ネットワーク(以下「でんさいネット」といいます)の窓口金融機関として、利用者(以下「お客様」といいます)に提供するとうしん電子記録債権サービス(=でんさいサービス、以下「本サービス」といいます)について、次のとおり取扱いを行います。

なお、本規定における用語の定義は、電子記録債権法、でんさいネット業務規程およびでんさいネット業務規程細則(以下「業務規程等」と総称します)において、使用する用語の例によります。

第1条 (利用の申込み)

- 1. 本サービスを利用するには、本規定並びに業務規程等の内容をご承諾のうえ、当金庫所定の利用申込書に 必要事項を記入して、当金庫が定める必要書類とともに当金庫に提出するものとします。
- 2. お申込みには、債務者として利用が可能な(この場合、債権者、電子記録保証人としても利用が可能)お申込みのほか、次の利用を限定した特約でお申込みをすることができます。
 - 一 債権者利用限定特約

利用申込者またはお客様は、自らを債務者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録を請求しない場合には、債権者利用限定特約でお申込みをすることができます。

二 保証利用限定特約

利用申込者またはお客様は、自らを電子記録保証人とする保証記録、支払等記録および変更記録(保証 人等にあっては支払等記録および変更記録)以外の電子記録を請求しない場合には、保証利用限定特約で お申込みをすることができます。

第2条(利用資格)

利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。

なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。

- 1. 債務者(債権者、電子記録保証人としても利用が可能)として利用される場合
 - 一 原則として、当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機(以下「端末」といいます)を利用できる環境があること
- 2. 債権者利用限定特約により利用される場合
 - 一 原則として、当金庫所定の端末を利用できる環境があること

第3条(サービス内容)

- 1. 当金庫は、お客様がでんさいネットを利用するにあたり、次のサービスを提供いたします。
 - 一 電子記録の請求に関するサービス

- 二 電子記録の開示に関するサービス
- 三 でんさいの決済に関するサービス
- 四 前3号に付随するサービス
- 2. お客様は、業務規程等および本規定等に従って本サービスを利用するものとします。

第4条 (電子記録の請求方法)

お客様は次のいずれかの方法で、電子記録の請求を行うことができます。ただし、当金庫が定めた場合には、 第2項の方法により電子記録の請求をするものとします。

- 1. 端末を用いた方法
- 2. 当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただく方法

第5条(予約請求)

- 1. お客様は、電子記録の請求において、電子記録を行う日を指定することができます。
- 2. 前条第2項の方法により、電子記録を行う日を指定した請求について取消を行う場合、電子記録を行う日の2営業日前までに、当該請求を取り消す旨お申し出ください。

第6条(一括請求機能)

- 1. お客様は、発生記録請求、譲渡記録請求、分割譲渡記録請求について、それぞれ複数の記録請求を一括して行うことができます。
- 2. 前項の取扱いは端末を用いた方法でのみ利用できます。

第7条(債権者請求方式の発生記録請求)

- 1. お客様は、当金庫が認めた場合には、債権者として発生記録の請求をすることができます。
- 2. 前項の規定による請求は、当該発生記録請求の債務者の窓口金融機関が債務者に対してこの取扱いを認めていない場合には、行うことができません。

第8条(指定許可機能)

- 1. お客様は、当金庫が認めた場合には、お客様自らを電子記録義務者または電子記録権利者とする電子記録の請求をできる権限を付与する相手方を予め指定しておくことができます。
- 2. 前項の規定によって指定することができる記録請求は、発生記録請求、譲渡記録請求、単独保証記録請求 に限ります。

第9条 (請求の制限)

1. お客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、お客様自身が請求することができる電子記録の範囲を制限することができます。

2. 前項の制限を解除する場合には、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、当該制限を解除することができます。ただし、当該解除は、当金庫が認めた場合に限るものとします。

第10条 (電子記録の通知)

- 1. 当金庫では、電子記録の通知について、次のとおり取扱います。
 - 一 当金庫は、電子記録された内容を、お客様に端末を用いた方法で通知します。
 - 二 前号の方法により通知できないものについては、別途、当金庫所定の方法により通知します。
- 2. 保証利用限定特約により利用される場合には、前項第2号による方法のみといたします。

第11条 (電子記録の諾否)

債権者請求方式の諾否依頼通知、単独保証記録の諾否依頼通知、変更記録の諾否依頼通知、支払等記録の諾否 依頼通知に対して、第4条第2項の方法により承諾または否認を行う場合には、でんさいネット業務規程に定め る期限の2営業日前までにお申し出ください。

第12条 (開示の請求)

- 1. お客様は、次のいずれかの方法で、債権記録に記録されている事項および記録請求の際に提供された情報の開示を請求することができます。ただし、当金庫が定めた場合には、第2号の方法により開示の請求をするものとします。
 - 一 端末を用いた方法
 - 二 当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただく方法
- 2. 開示の請求結果の通知については、第10条と同様に取扱います。

第13条(端末を用いた方法の本人確認等)

お客様が端末を用いた方法により、本サービスをご利用いただく際には、次のとおり取扱いを行います。

- 1. 利用責任者
 - 一 お客様は、端末を用いた方法において、お客様を代表する管理者(以下「マスターユーザ」といいます) を当金庫所定の手続きにより登録するものとします。
- 二 マスターユーザは、マスターユーザが定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に関するマスターユーザの権限を代行する利用者(以下「一般ユーザ」といいます)を、当金庫所定の手続きにより登録するものとします。
- 三 お客様は、マスターユーザの変更またはマスターユーザの登録内容に変更があった場合、当金庫所定の 手続きにより変更登録するものとします。当金庫は、お客様での変更登録処理が完了するまでの間、マス ターユーザの変更またはマスターユーザの登録内容に変更がないものとして処理することができるものと し、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、 当金庫は責任を負いません。

四 マスターユーザは、一般ユーザの追加登録・削除または一般ユーザの登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより登録するものとします。当金庫は、お客様での変更登録処理が完了するまでの間、一般ユーザの追加登録・削除または一般ユーザの登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

2. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定の機能を有するものに限ります。加えて、本人確認につき、電子証明書を利用する場合には、当金庫所定の方法により、かかる端末に当金庫が発行する電子証明書と秘密鍵を取得・生成し、インストールしていただく必要があります。なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

3. 本人確認の手段

当金庫は、次のいずれかの方法により、お客様の確認を行うものとします。「電子証明書方式」または「ID・パスワード方式」の選択は、お客様ご自身が決定のうえ、利用申込書により当金庫に届出るものとします。

- 一 電子証明書および各種パスワードによりお客様の確認を行う方式(以下「電子証明書方式」といいます)
- 二 I Dおよび各種パスワードによりお客様の確認を行う方式(以下「I D・パスワード方式」といいます)

4. 電子証明書の発行

電子証明書は、当金庫所定の方法により、お客様のマスターユーザおよび一般ユーザに対して(一般ユーザに対してはマスターユーザを通して)発行します。

- 5. マスターユーザのパスワード等の登録
 - ー マスターユーザのログイン ID、初回ログインパスワードは、お客様自身が決定し、利用申込書により 当金庫に届け出てください。
 - 二 マスターユーザは、本サービスの利用開始前に、端末によりログインパスワードおよび承認パスワード 等を当金庫所定の方法により登録します。
 - 三 電子証明書方式を利用する場合には、前2号に加えて、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。
 - 四 当金庫が提供する<とうしん法人 WEB-FB サービス>をご利用いただいているお客様においては、利用申込書により同サービスで使用しているお客様 I D、ログインパスワードを、それぞれ本サービスのログイン I D, ログインパスワードとして届出ることができます。なお、本サービスで利用する承認パスワード等の登録が別途必要になります。
- 6. 一般ユーザのパスワード等の登録
 - ー マスターユーザは、端末により一般ユーザのログイン I D、ログインパスワード、承認パスワード等を 当金庫所定の方法により登録します。
 - 二 電子証明書方式を利用する場合には、前号に加えて、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。
 - 三 前項第4号の届出をいただいたお客様においては、当金庫所定の方法により、当金庫が提供する<とう

しん法人 WEB-FB サービス>で使用しているお客様 I D、ログインパスワードを、それぞれ本サービスのログイン I D, ログインパスワードとして登録することができます。なお、本サービスで利用する承認パスワード等の登録が別途必要になります。

7. 本人確認手続き

- 一本サービスにおけるマスターユーザの本人確認方法および依頼内容の確認方法は、次に定めるとおりとします。
 - a.電子証明書方式においては、マスターユーザが端末にて提示または入力した電子証明書、ログインパスワード、承認パスワードと当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。
 - b. I D・パスワード方式においては、マスターユーザが端末に入力したログイン I D・ログインパスワード、承認パスワードと当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。
- 二 第6項によりすでにログインID、ログインパスワード、承認パスワード等の登録(電子証明書方式の場合は端末への電子証明書のインストールを含む)が完了した一般ユーザの取引時における本人確認方法および依頼内容の確認方法は、次に定めるとおりとします。
 - a. 電子証明書方式においては、一般ユーザ自身が端末にて提示または入力した電子証明書、ログインパスワードおよび承認パスワードと当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。
 - b. ID・パスワード方式においては、一般ユーザ自身が端末にて提示または入力したログインID, ログインパスワード、承認パスワードと当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。
- 三 当金庫は、前2号に基づき本人確認および依頼内容の確認を行うことにより、次の事項を確認できたものとして取扱います。
 - a. お客様の有効な意思による申込であること。
 - b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。
- 四 当金庫が本項に定める本人確認および依頼内容の確認をして取引を実施した場合、ログインID、ログインパスワード、承認パスワードまたは電子証明書につき不正使用、誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、またそのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

8. 電子証明書の有効期間および更新

- 一 電子証明書は、当金庫所定の期間(以下「有効期間」といいます)に限り有効です。マスターユーザおよび一般ユーザは、有効期間が満了する前に当金庫所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。
- 二 前号による電子証明書の更新が行われなかった場合、電子証明書は有効期間の満了日をもって失効する ものとし、お客様は、以後本サービスを利用することができません。
- 三 本サービスが解約、利用停止その他の事由により終了した場合は、発行済みの電子証明書は、残存期間があっても、当該終了日をもって失効します。

9. 電子証明書の取扱い

一 電子証明書は、マスターユーザおよび一般ユーザ本人が保管するものとします。また、第三者への譲渡・ 貸与はできません。

- 二 電子証明書の内容に変更が生じた場合、当金庫所定の変更手続きを行ってください。
- 三 端末の譲渡・廃棄等により電子証明書の管理ができなくなる場合には、必ず電子証明書の削除を行ってください。
- 四 端末の譲渡・廃棄等により新しい端末を使用する場合は、当金庫所定の方法により電子証明書を再度インストールしてください。
- 五 マスターユーザおよび一般ユーザ本人に次に定める事由のいずれかが生じた場合は、取引の安全性を確保するため、速やかに当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。
 - a.電子証明書をインストールした端末の譲渡・廃棄等を行った際に「電子証明書」の削除を行わなかった場合。
 - b. 電子証明書をインストールした端末が紛失・盗難等に遭った場合。
 - c. 電子証明書に偽造、変造、流出、盗用等が生じ、またはそれらのおそれがあると判断した場合。
- この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、必要に応じて本サービスの利用停止等の措置を講じます。 当金庫は、この届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた電子証明書の第三者による不正使用等による 損害については責任を負いません。

10. ID・各種パスワードの管理

- ー ID・各種パスワードは、お客様の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、各種パスワードは、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。
- 二 ID・各種パスワードにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、当金庫 宛に直ちに連絡をしてください。
- 三 本サービスの利用にあたり、各種パスワードの誤入力が当金庫所定の回数連続して行われた場合、その時点で当金庫は本サービスを停止しますので、本サービスの再開を求める際は、お客様は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。

第27条(電子記録の訂正等の届出)

お客様は、自己の請求に係る電子記録について、異なる内容の記録がされているなど業務規程等に定める事由 があることを知った場合は、当金庫の取引店等に直ちにその旨届け出るものとします。

第28条(利用者情報の取扱い)

- 1. 当金庫は、利用者情報を厳正に管理し、利用者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には利用者情報の利用を行いません。
- 2. 当金庫は、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用者情報を利用します。

なお、利用者情報のうち、当該情報に含まれる支払不能情報については、本項第1号から第3号までの利用とします。また、本項第4号から第9号の目的のために利用できる利用者情報は、当金庫のお客様に関するものに限ることとします。

一 でんさいネットから委託を受けた業務を遂行するため

- 二 でんさい取引円滑化のため
- 三 当金庫の与信取引上の判断のため
- 四 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認等や、本サービスを利用する資格等の確認の ため
- 五 本サービスの申込の受付および継続的な取引における管理のため
- 六 お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 七 市場調査、データ分析およびアンケートの実施などによる金融サービスの研究や開発のため
- 八 当金庫の金融商品・サービスに関する提案のため
- 九 その他当金庫との取引を円滑に行うため
- 3. 当金庫は、参加金融機関業務を遂行するため、でんさい取引円滑化のためおよび参加金融機関の与信取引のために、でんさいネット及び第三者に対して利用者情報を提供し、お客様は当該提供について同意するものとします。
- 4. でんさいネットは、電子債権記録業を遂行するため、でんさい取引円滑化のためおよび参加金融機関の与信取引のために、第三者に対して利用者情報を提供し、お客様は当該提供について同意するものとします。
- 5. でんさいネットまたは当金庫は、業務規程等に基づき債権記録に記録されている事項または記録請求に際して提供された情報の開示を請求した者に対して、次に掲げる事項を開示し、お客様は、当該開示について同意するものとします。
 - 一 発生記録における債務者の決済口座に係る情報
 - 二 譲渡記録における譲受人の決済口座に係る情報
 - 三 支払等記録における支払等を受けた者に係る情報
 - 四 利用者等の属性、利用者番号および代表者名
 - 五 譲渡記録における譲渡人に係る情報(決済口座を含む)
 - 六 強制執行等記録における強制執行等を受けた電子記録名義人に係る情報
 - 七 支払不能事由に係る情報
 - 八 異議申立の有無に係る情報
 - 九 電子記録、電子記録の請求、当該請求の有無、当該請求に係る通知または当該請求の取消に係る情報
 - 十 その他業務規程等で開示の対象となる情報

第29条(機密保持)

お客様は、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

第30条 (通知等の連絡先)

- 1. 当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、 当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。
- 2. 当金庫がお客様にあてて通知・照会・確認を前項の連絡先のいずれか一つに対して、発信、発送し、また

は送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、これらが 延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなすものとし、これにより生じ た損害については、当金庫は責任を負いません。

3. 当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等 の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、 当金庫は責任を負いません。

第31条(免責事項)

- 1. 当金庫は、本サービスにおける届出印を実印または決済口座印とし、お客様は当該届出印を、今後発生する本サービスに関する一切の書面による申込み、届出、依頼、通知等に使用するものとし、当該届出印を押禁して作成された書面であれば、本サービスに関するお客様の意思を表示した書面であるものとみなします。
- 2. 当金庫が、諸届書類又は諸請求書類に使用された印影または署名を、届出印(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合、その諸届書類又は諸請求書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 3. 当金庫がお客様の電子証明書、ID、各種パスワード等の本人確認のための情報が当金庫に登録されたものと一致することを当金庫所定の方法により確認し、相違ないと認めて取扱いを行った場合は、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者がお客様本人でなかった場合でも、それによって生じた損害はお客様の負担とし、お客様はでんさいの電子記録にしたがって責任を負うものとします。
- 4. 当金庫以外の参加金融機関またはでんさいネットの責めに帰すべき事由により、本サービスの取扱い遅延・不能その他の過誤が生じたことに起因する損害については、当金庫は責任を負いません。
- 5. 災害・事変、法令、当金庫の責めに帰すことのできない裁判所等公的機関の措置によりお客様に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- 6. 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、電話回線、専用回線、移動体通信網、インターネット等の通信経路において当金庫が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じた場合、または盗聴等がなされたことによりお客様の取引情報が漏洩した場合、それらのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 7. 本サービスを通じてなされたお客様と当金庫間の通信の記録等は、当金庫所定の期間に限り当金庫所定の 方法・手続きによって保存するものとします。当該期間経過後は、当金庫がこれらの記録等を消去したこと により生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- 8. 本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境については、お客様の責任において確保 してください。当金庫は、端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、端末が 正常に稼動しなかったことにより取引が成立せず、または成立した場合、それにより生じた損害について当 金庫は責任を負いません。
- 9. 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合(当局検査を含む。)、当金庫はお客様の承諾なくして当該法令・規則・行政庁の命令等の定める手続きに基づいて情報

を開示することがあります。当金庫が当該情報を開示したことにより生じた損害について当金庫は責任を負いません

第32条(でんさいの活用)

お客様は、当金庫に対し、別に締結する信用金庫取引約定書等に基づき、当金庫所定の手続きによりでんさい の割引等の申込をすることができるものとします。

第33条 (関係規定の適用・準用)

本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定等の各規定により取扱います。これらの規定と本規定との間で取扱いが異なる場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

第34条 (規定等の変更)

- 1. 当金庫は、本規定の内容をお客様に事前に通知することなくホームページ掲載等で公表することにより任意に変更できるものとします。
- 2. 変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。
- 3. 当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

第35条(業務規程等による取扱い)

- 1. 本サービスについては、前各条のほか、業務規程等その他でんさいネットが定めた規則に従って処理するものとします。
- 2. 災害、事変等のやむを得ない事由により緊急措置がとられている場合には、第17条第2項の規定にかかわらず、支払期日が経過したでんさいについても決済口座から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- 3. 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第36条 (準拠法・合意管轄)

- 1. 本規定の準拠法は日本法とします。
- 2. 本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫(本店)の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにします。